

令和 8 年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱
(ZEH+補助事業)

(補助金の交付)

第 1 条 知事は、2050 年カーボンニュートラルの実現及び 2030 年温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、県民が行う省エネ住宅の導入に関する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和 58 年徳島県規則第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 国交付要綱

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 8 年 3 月 31 日環地域事発第 2603313 号）をいう。

(2) 国実施要領

国交付要綱第 3 条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 8 年 3 月 31 日環地域事発第 2603313 号）をいう。ただし、補助要件に係る国の交付要件は令和 5 年 1 月 13 日環地域事発第 2301131 号に基づくものとする。

(3) 住宅

自己の居住の用に供する戸建ての家屋をいう。

(4) 新築住宅

新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建売を前提に建築されたものを除く。）をいう。

(5) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限り省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する住宅のエネルギー収支がゼロ以下となる住宅をいう。

(6) ZEH+（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス・プラス）

ZEH の定義を満たしていることに加え、更なる省エネルギー、設備の効率的運用等により再生可能エネルギーの自家消費率拡大を目指した住宅をいう。

(7) ZEHビルダー/プランナー

国の「ZEHロードマップ」の意義に基づき、自社が受注する戸建住宅のうち ZEH が占める割合を 50% 以上とする事業目標を掲げ、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている事業者をいう。

(補助対象事業及び補助要件)

第 3 条 要綱第 1 条に規定する補助対象事業及び補助要件は、次の表に定めるとおりとする。

事業	補助要件	備考
Z E H＋ 補助事業	次の各号のいずれの要件も満たすもの。 (1) 国及び国の委託を受けた団体から、本補助金以外の補助金を受けていないこと。 (2) 徳島県内に本店、支店、営業所等を有する事業者から購入等を行うこと。 (3) 国実施要領（令和5年1月13日環地域事発第2301131号に基づく。）別紙2の2.エ（ツ）に定める交付要件を満たすこと。 (4) 徳島県内に建設する新築住宅（店舗等を併用する住宅を除く。）であること。 (5) Z E Hビルダー/プランナーにより建築された住宅であること。 (6) 棟上げ工事等の着工前であること。 (7) 契約書その他の契約を証する書類の締結日等が令和8年4月1日以降であること。 (8) 前各号に掲げるもののほか国交付要綱に規定するところによる。	補助対象となる設備は国実施要領に規定するところによる。

2 補助対象となる事業は、令和9年1月31日までに完了するものに限る。ただし、やむを得ない事情により工事が遅延したことその他単年度事業とならないことについてやむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

（補助対象経費及び補助額）

第4条 要綱第1条に規定する補助対象経費及び補助額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助額
補助対象となっている設備の購入経費及び工事費 （消費税及び地方消費税の額を除く。）	1戸当たり100万円以内

（補助金を申請することができる者）

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 徳島県内に住所を有する個人であること。
- (2) 県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- (3) 申請者が暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。
- (4) 県税、その他の税について未納がないこと。

（補助金交付申請書等）

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類及び期日は、次の表に定めるとおりとする。

知事の定める書類	提出期日	備考
(1) 住民票の写し (2) 納税証明書（都道府県税、所得税及び消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したもの。） (3) 誓約書（様式1－1） (4) 事業実施計画書（様式1－2） (5) 収支予算書（様式1－3） (6) 建築基準法に基づく確認済証の写し (7) 住宅の場所を示す位置図 (8) 建物の平面図 (9) 建物建築前の写真 (10) 最終仕様のBELS申請に係る次のアからウの書類 ア BELS評価書の写し（評価書にZEHであること及び一次エネルギー計算書が記載されたものであること。） イ エネルギー計算書の写し ウ 外皮計算書の写し (11) 補助対象設備及びZEH+の要件として選択したものが導入されることが確認できる書類（設備のカタログ、図面等） (12) 補助対象住宅に係る見積書 (13) 契約書その他の契約を証する書類（工事着工予定日等が確認できる書類） (14) その他知事が必要と認める書類	知事が特に認めるものを除き、令和8年12月15日までとする。ただし、工事着工予定日の14日以前に提出すること。	(1)、(2)については申請日から起算して3か月以内に発行されたものに限る。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

（交付決定の手続）

第8条 提出された補助金交付申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、受付順により補助事業者を決定する。

（補助金交付指令前の着工）

第9条 事業の着工は、補助金交付決定（以下「指令」という。）後に行うものとするが、真にやむを得ない事由により指令の前に着工する必要がある場合には、その理由等を具体的に明記した指令前着工届（様式第2号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第10条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない計画の細部の変更とする。

（変更の承認の申請等）

第 1 1 条 規則第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書

（２）その他知事が必要と認める書類

3 規則第 5 条第 1 項第 4 号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第 1 2 条 補助事業者は、特に指示する事業については、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第 4 号）を作成し、指定する日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第 1 3 条 規則第 1 1 条の実績報告書は、様式第 5 号による。

2 規則第 1 1 条の知事の定める書類並びにそれらの書類の報告期限は、次の表に定めるとおりとする。

知事の定める書類	提出期日
（１）領収書及び領収書内訳書の写し （２）収支精算書（様式 1－4） （３）建築基準法に基づく検査済証の写し （４）補助対象設備が新品であることが確認できる書類 （補助対象設備の保証書または出荷証明書の写し等） （５）工事が適正に行われたことが確認できる写真 （６）電力会社との接続契約書、売電契約書等の写しその他余剰電力の売電がわかる書類（余剰電力を電力会社に売電する場合に限る。） （７）その他知事が必要と認める書類	補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の 1 月 31 日のいずれか早い期日とする。

（補助金の請求）

第 1 4 条 規則第 1 2 条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第 6 号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（書類の保管）

第 1 5 条 規則第 1 6 条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

（財産の処分の制限）

第 1 6 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については取得財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 規則第 1 7 条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令

（昭和40年大蔵省令第15号、以下「大蔵省令」という。）で定められている耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）をいう。

- 3 規則第17条第2号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が50万円以上のものをいう。
- 4 補助事業者は、規則第17条の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

（個人情報保護）

第17条 知事は、本事業により得た情報は、徳島県個人情報保護条例（平成14年条例第43号）に基づいて取り扱うものとする。

（雑則）第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金について適用する。

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第 3 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名 令和 8 年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
(Z E H＋補助事業)

2 交付申請額
金 円

3 事業完了予定年月日
年 月 日

4 関係書類

- ☐ 申請日から起算して 3 か月以内に発行された住民票の写し
- ☐ 申請日から起算して 3 か月以内に発行された納税証明書
(☐ 都道府県税分 ☐ 国税分 (所得税、消費税及び地方消費税分))
- ☐ 誓約書 (様式 1－1)
- ☐ Z E H＋補助事業に係る事業実施計画書 (様式 1－2)
- ☐ 収支予算書 (様式 1－3)
- ☐ 建築基準法に基づく確認済証の写し
- ☐ 住宅の場所を示す位置図及び建物の平面図
- ☐ 建物建築前の写真
- ☐ 最終仕様の B E L S 申請に係る次の書類
 - ☐ B E L S 評価書の写し (評価書に Z E H であること及び一次エネルギー計算書が記載されたものであること)
 - ☐ エネルギー計算書 (写し)
 - ☐ 外皮計算書 (写し)
- ☐ 補助対象設備及び Z E H＋の要件として選択した設備が導入されることを確認できる書類 (設備のカタログ、図面等)
- ☐ 補助対象住宅に係る見積書
- ☐ 契約書その他の契約を証する書類 (工事着工予定日等が確認できる書類)
- ☐ その他知事が必要と認める書類

令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金
ZEH＋補助事業に係る誓約書

令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 以下の項目は必須で☑をすること。

- ☐ 申請書類の記載事項は、全て事実と相違ないこと。
- ☐ 国及び国の委託を受けた団体から、他のZEHに係る補助金を受けていないこと。
- ☐ 県が実施するZEH＋の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- ☐ 本事業で取得した設備は反社会的勢力に提供しないこと。
- ☐ 売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。
- ☐ 建築した住宅に申請者が居住すること。
- ☐ 本事業で取得した設備については、法定耐用年数の期間、適切な管理・運用を図ること。
- ☐ 補助対象設備は、法定耐用年数を超えて使用すること。
- ☐ 処分(譲渡、交換、貸付け)等を行う場合は、要綱第16条の規定を遵守すること。
- ☐ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ☐ 太陽光発電設備については、法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ☐ 申請者が、暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
- ☐ 本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。

2. 以下の項目は必要に応じて☑をすること。

- ☐ 申請内容について、県が様式1－2に記載の施工業者へ確認することを承諾します。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住所

氏名(自署)

様式1-2(第6条関係)

ZEH+補助事業に係る事業実施計画書

1 申請者

フリガナ	
氏 名	
現住所	〒
電話番号	
建築する新築住宅の所在地	〒

2 申請する補助対象事業

事業着手予定日 ※「棟上げ日」を御記入ください。	年 月 日	
事業完了予定日	年 月 日	
契約金額 (税込)	円	
補助対象経費 (税抜)	高断熱外皮	円
	空調設備	円 区分「 」
	給湯設備	円
	換気設備	円
	合計金額	円
補助金の交付申請額 ※上限100万円	円	
外皮平均熱貫流(U_A 値)の 設計値	$W/m^2 \cdot K$	
再生可能エネルギーを除いた設計一 次エネルギー消費量の基準一次エネ ルギー消費量からの削減率	%	
再生可能エネルギーを加えた設計一 次エネルギー消費量の基準一次エネ ルギー消費量からの削減率	%	

ZEH+の種別(該当するものに☑) ※2つ以上を☑すること。 ※高度エネルギーマネジメントシステムを導入しない場合もエネルギー計測機器(HEMS)の設置が必要です。	☐ 更なる外皮性能の向上
	☐ 高度エネルギーマネジメント
	☐ 電気自動車等を活用した充電設備又は充放電設備
【施工業者】	
事業者名	
代表者氏名	
所在地	
電話番号	
担当者氏名	
担当者連絡先	
ZEHビルダー／プランナー登録名称	
ZEHビルダー／プランナー登録番号	

※各設計値及び削減率はBELS評価書より転記ください。

3 補助対象事業の概要

補助対象住宅において、導入するHEMSについては以下の要件に該当しています。

<以下の項目は必須で☑すること。>

- ☐ 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラである。
- ☐ 1台で住宅1棟の全エネルギーを計測できるように設置されている。
- ☐ 計測されたデータの表示ができる。

<「高度エネルギーマネジメント」を選択している場合は以下の項目も☑すること。>

- ☐ 太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の冷暖房設備、給湯設備等を制御可能である。
- ☐ 導入する計測対象の機器要件となるECHONET Lite AIF認証を全て取得している。

APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、導入する計測対象の設備要件となるReleaseバージョン以上である。

4 電気自動車等を活用した充電設備又は充放電設備仕様確認

(電気自動車等を活用した充電設備又は充放電設備を導入する場合)

補助対象住宅において、導入する充電・充放電設備については以下の要件に該当しています。

<共通で以下の項目を☑すること。>

- ☐ 電気自動車等の保管場所は申請した住宅の敷地内にある。

<電気自動車等充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備を設置する場合>

- ☐ 分電盤に専用の分岐回路(＝専用回路)が設置されている。
- ☐ 設置する専用回路は単相200V20A以上とすること。

<V2H充電設備(充放電設備)を設置する場合>

- ☐ 電気自動車等から住宅へ放電する電力量もHEMSで計測している。
- ☐ V2H充電設備(充放電設備)開閉器が設置されている。

収支予算書

1 収入

(単位:円)

区分	予定額	備考
県補助金		
自己資金		
その他の収入		
計		

＜備考＞住宅ローンを利用する場合、または他の補助金を受給する場合にあっては、
「その他の収入」の備考欄にその旨(当該補助金名等)を記載すること。
両方を同欄に記載する場合にあっては、それぞれの内訳を明記すること。

2 支出

(単位:円)

区分	予定額	備考
補助対象設備 (設備費、工事費)		
補助対象外設備 (設備費、工事費)		
その他の経費		
消費税		
計		

＜備考＞その他の経費には各種申請費用等を記載すること。

申請者

住所

氏名

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

補助金交付決定前着工届

補助事業の交付決定前着工について、令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱（ZEH＋補助事業）の第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えてお届けします。

- 1 事業名 令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
（ZEH＋補助事業）
- 2 以下の各条件について誓約します。
 - （1）補助金交付決定を受けるまでの期間に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は申請者が負担すること。
 - （2）補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
 - （3）当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- 3 着工予定年月日
年 月 日
- 4 竣工予定年月日
年 月 日
- 5 関係書類

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更

補助事業 の 内 容 の 変 更 の承認を受けたいので、令和8年度徳島県地域脱炭素
の 中 止 （ 廃 止 ）

移行・再エネ推進事業補助金交付要綱（ZEH+補助事業）第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事 業 名 令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
（ZEH+補助事業）

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令サ第 号

3 関係書類

- (1) 補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書
- (2) その他必要な書類

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

補助事業遂行状況報告書

補助事業の遂行の状況について、令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱（ZEH＋補助事業）の第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名 令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
（ZEH＋補助事業）

2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令サ第 号

3 関係書類

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名 令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
(ZEH+補助事業)

2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令サ第 号

3 事業完了年月日
年 月 日

4 関係書類

- ☐ 領収書及び領収書内訳書の写し
- ☐ 収支精算書（様式1-4）
- ☐ 建築基準法に基づく検査済証の写し
- ☐ 補助対象設備が新品であることが確認できる書類（補助対象設備の保証書または出荷証明書
の写し等）
- ☐ 工事が適正に行われたことが確認できる写真
- ☐ 電力会社との接続契約書、売電契約書等の写しその他余剰電力の売電が
わかる書類（余剰電力を電力会社に売電する場合に限る。）
- ☐ その他知事が必要と認める書類

収支精算書

1 収入

(単位:円)

区分	予定額	精算額	追加変更額	備考
県補助金				
自己資金				
その他の収入				
計				

＜備考＞追加費用が発生した場合は、その支払いに充てるため増額した項目を備考欄に記載してください。

2 支出

(単位:円)

区分	予定額	精算額	追加変更額	備考
補助対象設備 (設備費、工事費)				
補助対象外設備 (設備費、工事費)				
その他の経費				
消費税				
計				

＜備考＞追加費用が発生した場合は、その発生要因を備考欄に記入すること。

申請者

住所

氏名

様式第6号（第14条関係）

受理日付印

補助金請求書

請求日 年 月 日

徳島県知事 殿

請 求 者

住所氏名

[illegible]

適		要	
補助事業名	令和 8 年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業 (Z E H+補助事業)		
補助指令金額	金 円		
補助指令年月日			
補助指令番号	徳島県指令サ第 号		
補助額	既受領額	金 円	
	今回請求額	金 円	
	残 額	金 円	
請求区分	精 算		

口座振込先																
金融機関名 (					) 店舗名 (											
預金種別 (1 普通 2 当座 9 その他)																
口座番号		<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>													(右づめ)	
口座名義 (カタカナ書き)																
(																

発行責任者及び担当者

	氏 名	連絡先
発行責任者		
担当者		

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
電話番号

財産処分承認申請書

令和 8 年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱（Z E H＋補助事業）第 1 6 条第 5 項の規定により、財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金の交付決定の年月日及び指令番号
年 月 日付け徳島県指令サ第 号

2 処分しようとする財産の名称、理由、方法及び価格

財産の名称	理由	方法	処分価格(円)